

2025 年 4 月 1 日



特定構造計算基準のうち確認審査が 比較的容易にできるものの審査について (ルート2基準審査)

日本 ERI 株式会社では、建築基準法第6条の3第 1 項ただし書き第一号、同法第 18 条第 5 項ただし書き第一号に規定される「特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準のうち確認審査が比較的容易にできるもの」の審査(ルート2基準審査)を行っています。

ルート2基準審査を行うため当該審査手数料が必要になりますので、ご注意ください。

また、他の構造計算適合判定機関で、許容応力度等計算(ルート2)の適合性判定を受けた場合でも、判定がルート2基準審査に係るもので当社に確認申請する場合は、建築基準法の規定により当社のルート2基準審査を要することから、当該審査手数料が必要となりますのでご注意くださいようお願い申し上げます。

以上